# 第１０１回　宇部市都市計画審議会議案

日　時　　令和６年１２月２６日（木）午前１０時
場　所　　宇部市役所　３階　会議室（防災情報センター）

# 第１０１回　宇部市都市計画審議会審議事項

| 議案番号 | 頁 | 地域地区、都市施設等の種類 | 決定権者 | 審　議　事　項 | 内　　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 道路 | 県 | 宇部都市計画道路の変更について | ３・４・１３　東海岸線 |
| 2 | 6 | 道路 | 市 | 宇部都市計画道路の変更について | ３・４・１０　岬沖空港線<br>３・４・３８　明神町線<br>３・５・２３　則貞笹山線 |

議案第１号

写

宇　都　第　９　２　号
令和６年(2024 年)１２月２６日

宇部市都市計画審議会　殿

宇部市長　篠崎圭

# 宇部都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により市の意見を求められましたので、貴会の意見を求めます。

記

## 宇部都市計画道路の変更（山口県決定）

1　都市計画道路中３・４・13　東海岸線を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線街路 | ３・４・13 | 東海岸線 | 宇部市<br>岬町三丁目 | 宇部市<br>大字西岐波<br>字大沢 | 宇部市<br>亀浦五丁目 | 約 2,230m | 地表式 | 4 車線 | 20m | ・幹線街路と平面交差<br>3 箇所<br>・JR 宇部線と立体交差<br>1 箇所 | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

# 理　　由

3・4・13 東海岸線

東海岸線は、起点の宇部市明神町三丁目において岬沖空港線に接続し、終点の宇部市大字西岐波字大沢において柳ケ瀬丸河内線と接続する幹線街路として、平成１５年に都市計画決定されています。

東海岸線のうち、八王子町から岬町三丁目までの区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、岬沖空港線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また、本区間の周辺は住宅等が立地し、既に市街化が図られていることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、起点から岬沖空港線との交差部までの区間を廃止し、宇部市岬町三丁目を起点とし、終点に接続する幹線街路に変更するものです。

# 宇部都市計画道路の変更（山口県決定）

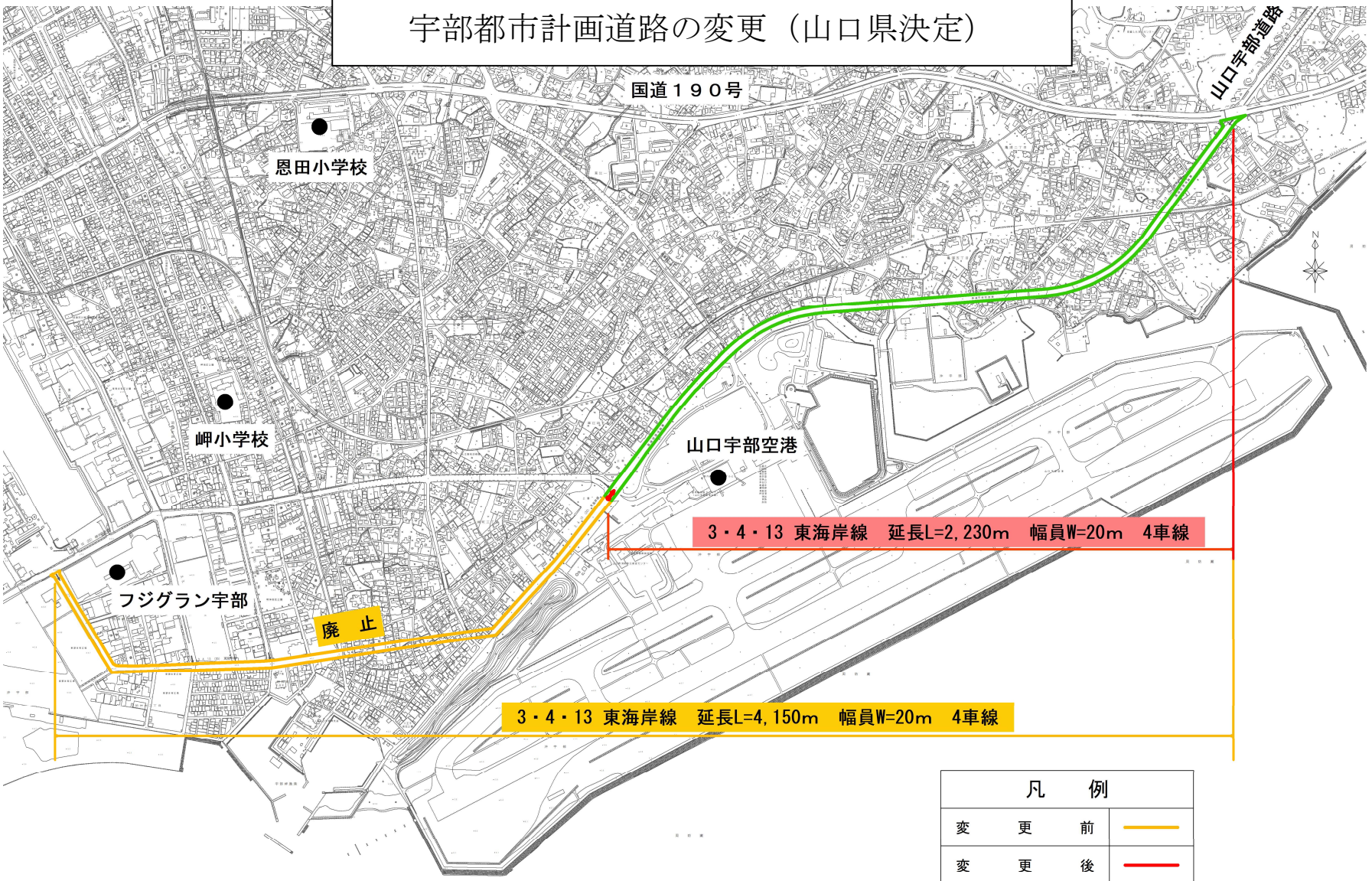

# 新旧対照表

都市計画道路 3・4・13 東海岸線

<table>
<tr><td rowspan="2">旧<br>新</td><td rowspan="2">種<br>別</td><td colspan="2">名　称</td><td colspan="3">位　置</td><td>区　域</td><td colspan="4">構　造</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>番号</td><td>路線名</td><td>起点</td><td>終点</td><td>主な経過地</td><td>延長</td><td>構造<br>形式</td><td>車線<br>の数</td><td>幅員</td><td>地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造</td></tr>
<tr><td rowspan="5">旧</td><td rowspan="5">幹線街路</td><td>3・4・13</td><td>東海岸線</td><td>宇部市<br>明神町三丁目</td><td>宇部市<br>大字西岐波<br>字大沢</td><td>宇部市<br>大字沖宇部</td><td>約 4,150m</td><td>地表式</td><td>4 車線</td><td>20m</td><td>・幹線街路と平面交差<br>7 箇所<br>・JR 宇部線と立体交差<br>1 箇所</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">車線の数の内訳</td><td colspan="3">2 車線</td><td>約　550m</td><td colspan="4" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">4 車線</td><td>約 3,600m</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">幅員の内訳</td><td colspan="3">16m</td><td>約　550m</td></tr>
<tr><td colspan="3">20m</td><td>約 3,600m</td></tr>
<tr><td>新</td><td>幹線街路</td><td>3・4・13</td><td>東海岸線</td><td>宇部市<br>岬町三丁目</td><td>宇部市<br>大字西岐波<br>字大沢</td><td>宇部市<br>亀浦五丁目</td><td>約 2,230m</td><td>地表式</td><td>4 車線</td><td>20m</td><td>・幹線街路と平面交差<br>3 箇所<br>・JR 宇部線と立体交差<br>1 箇所</td><td></td></tr>
</table>

議案第２号

写

宇　都　第　９　３　号
令和６年(2024 年)１２月２６日

宇部市都市計画審議会　殿

宇部市長　　篠　﨑　圭

# 宇部都市計画道路の変更について（付議）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、貴会に付議します。

記

## 宇部都市計画道路の変更（宇部市決定）

1　都市計画道路中 3・4・10 岬沖空港線を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線街路 | 3・4・10 | 岬沖空港線 | 宇部市<br>明神町三丁目 | 宇部市<br>岬町三丁目 | 宇部市<br>岬町一丁目 | 約 1,660m | 地表式 | 4 車線 | 20m | ・幹線街路と平面交差<br>6 箇所 | |
| | 幅員の内訳 | | 20m | | | 約 1,300m | | | | | |
| | | | 22m | | | 約　360m | | | | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2　都市計画道路に 3・4・38 明神町線を次のように追加する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線街路 | 3・4・38 | 明神町線 | 宇部市<br>明神町三丁目 | 宇部市<br>明神町一丁目 | 宇部市<br>明神町二丁目 | 約　780m | 地表式 | 2 車線 | 16m | ・幹線街路と平面交差<br>3 箇所 | |
| | 車線の数の内訳 | | 2 車線 | | | 約　550m | | | | | |
| | | | 4 車線 | | | 約　230m | | | | | |
| | 幅員の内訳 | | 16m | | | 約　550m | | | | | |
| | | | 20m | | | 約　230m | | | | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

3　都市計画道路中 3・5・23 則貞笹山線を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

# 理　　由

3・4・10 岬沖空港線

岬沖空港線は、宇部市大字沖宇部字沖ノ山を起点とし、終点の宇部市岬町三丁目において東海岸線に接続する幹線街路として、平成１５年に都市計画決定されています。

岬沖空港線のうち、起点から明神町三丁目までの区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

また、本区間を廃止した場合においても、必要とされる路線機能は現道において充足していることから、道路計画の見直しを行い、起点から現在の東海岸線との交差部までの区間を廃止するものです。

3・4・38 明神町線

東海岸線は、起点の宇部市明神町三丁目において岬沖空港線に接続し、終点の宇部市大字西岐波字大沢において柳ケ瀬丸河内線と接続する幹線街路として、平成１５年に都市計画決定されています。

このたび、３・４・１３東海岸線の一部区間廃止に伴い、新たに都市計画決定するものです。

3・5・23 則貞笹山線

則貞笹山線は、起点の宇部市則貞六丁目において則貞曹達線に接続し、終点の宇部市昭和町四丁目において新町明神線と接続する幹線街路として、平成１５年に都市計画決定されています。

しかしながら、本路線は全区間において未整備となっており、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、則貞曹達線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また、本区間の周辺は住宅等が立地し、既に市街化が図られていることから、都市計画道路として本路線を整備する必要性は低下しています。

これらのことから、道路計画の見直しを行い、当該都市計画道路を廃止するものです。

# 宇部都市計画道路の変更（宇部市決定）

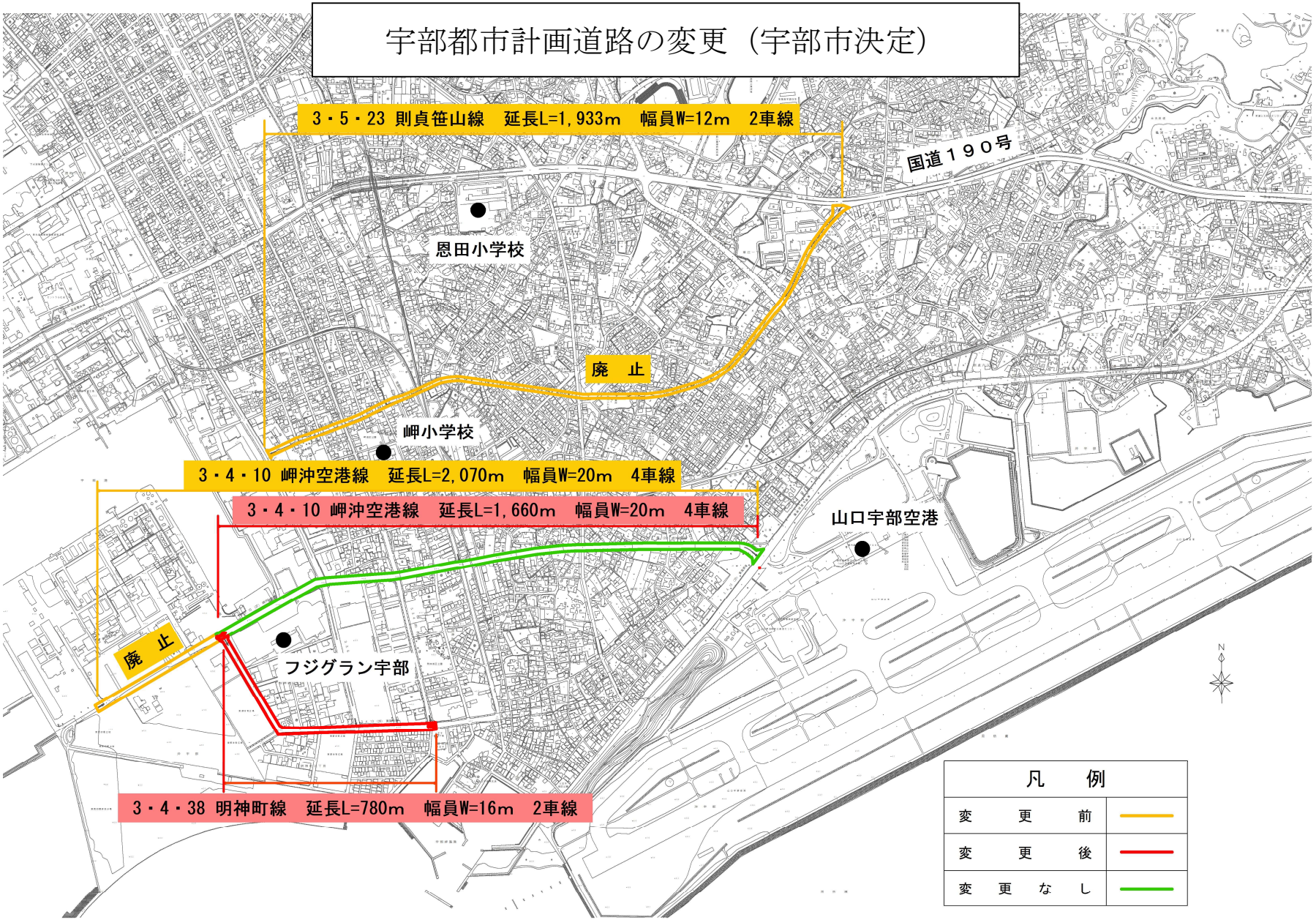

# 新旧対照表

都市計画道路 3・4・10 岬沖空港線

| 旧新 | 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 旧 | 幹線街路 | 3・4・10 | 岬沖空港線 | 宇部市大字沖宇部字沖ノ山525-29 | 宇部市岬町三丁目 | 宇部市岬町一丁目 | 約 2,070m | 地表式 | 4 車線 | 20m | ・幹線街路と平面交差 6 箇所 | |
| | | 幅員の内訳 | | 20m | | | 約 1,300m | | | | | |
| | | | | 22m | | | 約　770m | | | | | |
| 新 | 幹線街路 | 3・4・10 | 岬沖空港線 | 宇部市明神町三丁目 | 宇部市岬町三丁目 | 宇部市岬町一丁目 | 約 1,660m | 地表式 | 4 車線 | 20m | ・幹線街路と平面交差 6 箇所 | |
| | | 幅員の内訳 | | 20m | | | 約 1,300m | | | | | |
| | | | | 22m | | | 約　360m | | | | | |

都市計画道路 3・4・38 明神町線

| 旧新 | 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 旧 | ― | ― | | ― | | | ― | ― | | | | |
| 新 | 幹線街路 | 3・4・38 | 明神町線 | 宇部市<br>明神町三丁目 | 宇部市<br>明神町一丁目 | 宇部市<br>明神町二丁目 | 約　780m | 地表式 | 2 車線 | 16m | ・幹線街路と平面交差<br>3 箇所 | |
| | | 車線の数の内訳 | | 2 車線 | | | 約　550m | | | | | |
| | | | | 4 車線 | | | 約　230m | | | | | |
| | | 幅員の内訳 | | 16m | | | 約　550m | | | | | |
| | | | | 20m | | | 約　230m | | | | | |

都市計画道路 3・5・23 則貞笹山線

<table>
<tr><td rowspan="2">旧<br>新</td><td rowspan="2">種<br>別</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="3">位置</td><td>区域</td><td colspan="4">構造</td><td>備<br>考</td></tr>
<tr><td>番号</td><td>路線名</td><td>起点</td><td>終点</td><td>主な経過地</td><td>延長</td><td>構造<br>形式</td><td>車線<br>の数</td><td>幅員</td><td>地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">旧</td><td rowspan="3">幹線街路</td><td>3・5・23</td><td>則貞笹山線</td><td>宇部市則貞六丁目</td><td>宇部市昭和町四丁目</td><td>宇部市笹山町二丁目</td><td>約 1,933m</td><td>地表式</td><td>2 車線</td><td>12m</td><td>・JR 宇部線と平面交差<br>1 箇所<br>・セントラル側線と平面交差<br>1 箇所<br>・幹線街路と平面交差<br>6 箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">幅員の内訳</td><td colspan="3">12m</td><td>約 1,545m</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">15m</td><td>約　388m</td></tr>
<tr><td>新</td><td>－</td><td colspan="2">－</td><td colspan="3">－</td><td>－</td><td colspan="4">－</td><td>全線廃止</td></tr>
</table>